

事案

- ・不正使用・行為に関与している場合
- ・不正使用・行為に関与したとまでは認定されないが、わきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠っている場合
- ・不正使用・行為に直接関与していないが、わきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠っている場合



- ・研究費の一部もしくは全額返金
- ・研究費への応募資格停止
- ・氏名等の公表

研究者の倫理および責務

- ・社会への貢献
- ・研究費の適正な使用と管理
- ・法令等の遵守
- ・不正使用・行為疑惑への説明責任

本学の取組

研究倫理教育

研究者等に求められる倫理規範を修得するための「研究倫理教育」を実施しています。

不正使用に係る調査委員会

競争的資金等の不正使用が生じた場合には、学長の設置する調査委員会がその事案を調査します。

研究機構運営委員会による研究倫理審査

人に関する研究を行う場合には、研究者の申請に基づき倫理審査を行います。

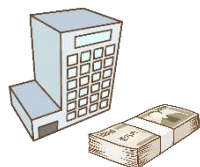
通報・相談窓口の設置

四日市大学に関する不正使用・行為の疑いや、その相談を受け付ける窓口を設置しています。

研究費不正使用

預け金

架空取引により本学に代金を支払わせ、それを業者に管理させること



(例) 発注した器機が年度末までに納入されなかったため、架空の請求書を業者に作らせ、本学に器機代金を支払わせた。

カラ出張

実態の伴わない出張旅費を本学に支払わせること



(例) 実態の伴わない出張であったにもかかわらず、虚偽の請求を行い、旅費を受給した。

カラ謝金

実態の伴わない作業謝金を本学に支払わせること



(例) 虚偽の作業実績を作り上げ、謝金を不正に請求し、学生の学会参加に関わる旅費や参加費等に充当した。

通報・相談窓口

研究活動における不正使用・行為や、公的研究費の使用に関する相談・通報窓口を設けています。

通報窓口 総務・企画部 企画課
管理棟1階事務室

相談窓口 総合的な相談：学術情報課
情報センター(図書館)2階事務室

経費に関する相談：会計課
四日市看護医療大学B館1階事務室

このリーフレットは、研究費の不正使用を未然に防止するため、不正使用の諸態様および本学の取組等への理解を深める目的で作成しました。日々の研究にあたっては、このリーフレットの内容を理解し、疑念を招かないよう研究費の適正な使用を励行してください。

研究費の不正使用防止のために

学内関連規程

- ・四日市大学研究活動に係る不正防止に関する規程
- ・四日市大学研究倫理規程
- ・四日市大学研究機構規程
- ・四日市大学公的研究費取扱規程

参照先アドレス

- ・規程集(学内でのみアクセス可)
<http://kti.yokkaichi-u.ac.jp/kitei/index.html>
- ・四日市大学HP 情報公開ページ
https://www.yokkaichi-u.ac.jp/guidance/data/data_1_12.html

文科省ガイドライン

- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

参照先アドレス

- ・http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

【発行】四日市大学研究機構

不正防止に関する規程

四日市大学研究活動に係る不正防止に関する規程
および四日市大学研究倫理規程より抜粋

- (1) 高い倫理性を保持し、特定不正行為を行ってはならない。
- (2) 本学の規程及び部局の長の指示に従い、規程に定める調査等に協力しなければならない。
- (3) 本学の定める研究倫理教育を必ず受講しなければならない。
- (4) 国際的に認められた規範、規約及び条約、わが国の法令、例規、告示等及び本学の諸規程等を遵守する。
- (5) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない。
- (6) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。
- (7) 研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、学内諸規定、関連省庁や学会等の指針等を遵守しなければならない。
- (8) 産学官連携による受託研究、共同研究活動にあつては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはならない。
- (9) 研究に関わる者は、対等な人格であることを理解しお互いに尊重しなければならない。
- (10) 研究責任者として研究に従事する者は、当該研究活動及び研究費の取扱いに係る不正行為が起きないように指導しなくてはならない。
- (11) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなくてはならない。
- (12) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行わなくてはならない。

研究活動上の不正行為

以下は、文部科学省のガイドラインの中で「特定不正行為」と位置づけられた3種類の不正行為です。

捏造

存在しないデータまたは研究・実験結果等を作成すること



(例) 実際にはアンケートを行っていないのに、アンケートによって得られたデータとして作り上げ、発表した。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データまたは研究活動によって得られた結果等を真正ではないものに加工すること



(例) 考えていたものと異なる結果が出たため、データを切り貼りしたり書き換えたりした。

盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語（当該研究者特有の用語に限る）を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること



(例) ウェブ上や本に書かれている内容の全部または一部をコピー＆ペーストし、自分のレポートとして提出した。

その他不正行為

不適切なオーサーシップ

「筆者」の資格がない人を著者に加えたり、逆に資格がある人を加えなかったりすること

二重投稿

同一内容とみなされる論文等を複数作成して、異なる雑誌等に発表すること

近年、研究活動上の様々な不正行為が、大きな社会問題となっています。このリーフレットは、そうした不正行為を未然に防止するため、不正行為の諸態様および本学の取組等への理解を深める目的で作成しました。日々の研究にあたっては、このリーフレットの内容を理解し、疑念を招かないよう公正な研究活動を行ってください。

研究活動上の不正行為防止のために

学内関連規程

- ・ 四日市大学研究活動に係る不正防止に関する規程
- ・ 四日市大学研究倫理規程
- ・ 四日市大学研究機構規程
- ・ 四日市大学公的研究費取扱規程

参照先アドレス

- ・ 規程集(学内でのみアクセス可)
<http://kti.yokkaichi-u.ac.jp/kitei/index.html>
- ・ 四日市大学HP 情報公開ページ
https://www.yokkaichi-u.ac.jp/guidance/data/data_1_12.html

文科省ガイドライン

- ・ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(実施基準)

参照先アドレス

- ・ https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

【発行】四日市大学研究機構